

平成 25 年 2 月 14 日

各 位

会社名	三菱商事株式会社
代表者名	代表取締役社長 小林 健
コード番号	8058
本社所在地	東京都千代田区丸の内 2 丁目 3 番 1 号
問合せ先	広報部 報道チームリーダー 磯貝 進(Tel:03-3210-2104)

当社連結子会社(株式会社メタルワン)による公開買付けの結果に関するお知らせ

当社の連結子会社である株式会社メタルワンは、平成 24 年 12 月 20 日開催の取締役会において、株式会社エムオーテック(株式会社東京証券取引所市場第二部、コード番号:9961)の普通株式を公開買付けにより取得することを決議し、平成 24 年 12 月 21 日より当該公開買付けを実施しておりましたが、当該公開買付けが平成 25 年 2 月 13 日を以って終了いたしましたので、別紙のとおりお知らせいたします。

(別紙)

株式会社メタルワンの開示資料

「株式会社エムオーテック株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」

以 上

平成 25 年 2 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社メタルワン
代表者名 代表取締役社長執行役員 兼 CEO 松岡 直人
問合せ先 経営企画部 部長 固武 良輔
(T E L : 03-6400-2800)

株式会社エムオーテック株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

株式会社メタルワン（以下「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、平成 24 年 12 月 20 日開催の取締役会において、株式会社エムオーテック（株式会社東京証券取引所市場第二部、コード番号：9961、以下「対象者」といいます。）の普通株式の全てを公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議し、平成 24 年 12 月 21 日より本公開買付けを実施していましたが、本公開買付けが平成 25 年 2 月 13 日をもって終了いたしましたので、その結果について、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の概要

- (1) 公開買付者の名称及び所在地
名 称 株式会社メタルワン
所在地 東京都港区芝 3 丁目 23 番 1 号

- (2) 対象者の名称
株式会社エムオーテック

- (3) 買付け等に係る株券等の種類
普通株式

- (4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
10,434,688株	一株	一株

(注 1) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付けを行います。

(注 2) 買付予定数は、対象者が平成 24 年 11 月 14 日に提出した第 60 期第 2 四半期報告書に記載された平成 24 年 9 月 30 日現在の発行済株式総数（18,864,930 株）から本公開買付け公表日現在において当社が保有する対象者株式（7,403,000 株）及び上記四半期報告書に記載された平成 24 年 9 月 30 日現在の対象者が保有する自己株式（1,027,242 株）を控除した株式数です。

(注 3) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

(注 4) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って対象者の株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い本公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

- (5) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成 24 年 12 月 21 日（金曜日）から平成 25 年 2 月 13 日（水曜日）まで（32 営業日）

- ② 対象者の請求に基づく延長の可能性
該当事項はありません。

- (6) 買付け等の価格
普通株式 1株につき金 265 円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付けを行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。）（以下「法」といいます。）第 27 条の 13 第 1 項の規定に基づき、金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。）（以下「令」といいます。）第 9 条の 4 及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。）（以下「府令」といいます。）第 30 条の 2 に規定する方法により、平成 25 年 2 月 14 日に株式会社東京証券取引所において、報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株券	9,371,433 (株)	9,371,433 (株)
新株予約権証券	—	—
新株予約権付社債券	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—
株券等預託証券 ()	—	—
合計	9,371,433	9,371,433
(潜在株券等の数の合計)	—	(—)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	7,403 個	(買付け等前における株券等所有割合 41.51%)
買付け等前における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	132 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.74%)
買付け等後における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	16,774 個	(買付け等後における株券等所有割合 94.05%)
買付け等後における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	50 個	(買付け等後における株券等所有割合 0.28%)
対象者の総株主等の議決権の数	17,741 個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が所有する株券等（令第7条第1項各号に掲げる場合に係る株券等を含み、法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項1号に基づき特別関係者から除外されるもの、及び特別関係者である対象者が保有する自己株式は除きます。）に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成25年2月14日に提出した第60期第3四半期報告書に記載された平成24年12月31日現在の総株主の議決権の数です。ただし、本公開買付けにおいては、対象者の単元未満株式（ただし、当社が保有する単元未満株式、対象者が保有する単元未満株式たる自己株式を除きます。）も本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、上記四半期報告書に記載された平成24年12月31日現在の対象者普通株式の発行済株式総数（18,864,930株）から上記四半期報告書に記載された平成24年12月31日現在の対象者が保有する自己株式数（1,028,712株）を控除した株式数（17,836,218株）に係る議決権の数（17,836個）を分母として計算しております。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算
該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号

② 決済の開始日
平成25年2月20日（水曜日）

③ 決済の方法
公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の住所又は所在地宛に郵送します。
買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金します。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等及び今後の見通しにつきましては、当社が平成24年12月20日付で公表した「株式会社エムオーテック株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」に記載の内容から変更はありません。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社メタルワン 東京都港区芝3丁目23番1号
株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町2番1号

以 上